

# 第7次宮崎県医療計画中間見直しの骨子（案）について

医療薬務課

## 1 中間見直しの考え方

### (1) 見直しの趣旨

本計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として平成30年3月に策定しており、令和2年度末をもって策定から3年が経過したため、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを行う。

### (2) 見直しの方針（案）

今回の見直しにあたっては、国の示す医療計画の中間見直しに関する指針の内容に加え、計画策定後の医療を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要な見直しを行う。

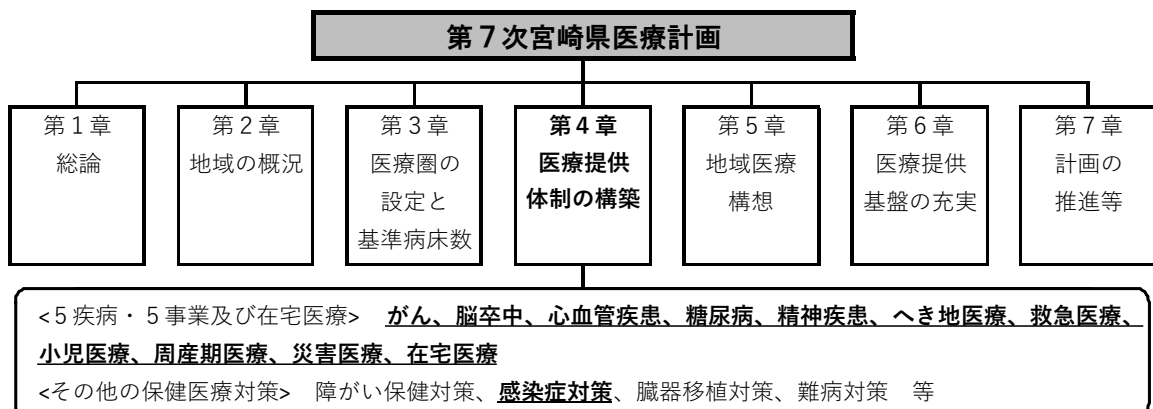
なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容をそのまま適用することとし、中間見直しに関する内容については、現行計画の別冊としてとりまとめる。

#### ① 5疾病・5事業及び在宅医療

- ・ 国の指針への対応や新たな制度の創設、他の計画の策定など、現行計画策定後の変化に応じた見直しを行う。
- ・ 現行計画の取組状況について、その成果を指標を用いて評価し、課題を把握した上で、取組内容の変更や数値目標の再設定等の見直しを行う。

#### ② 新型コロナウイルス感染症等への対応

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現行計画の感染症対策に係る記載内容について、必要な見直しを行う。



## 2 中間見直しの主な内容（案）

資料2のとおり

## 3 第7次宮崎県医療計画（中間見直し版）の構成（案）

### 第1章 総論

- 第7次宮崎県医療計画の概要
  - ・ 計画の趣旨、計画の位置付け、計画の期間
- 中間見直しの考え方
  - ・ 中間見直しの趣旨
  - ・ 中間見直しの方針
- 現行計画の評価結果
  - ・ 数値目標等の評価
  - ・ 中間見直しの内容

### 第2章 評価結果を踏まえた計画の変更

- 5疾病・5事業及び在宅医療にかかる医療提供体制の構築
  - ・ がん
  - ・ 脳卒中
  - ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
  - ・ 糖尿病
  - ・ 精神疾患
  - ・ へき地医療
  - ・ 救急医療
  - ・ 小児医療（小児救急医療を含む）
  - ・ 周産期医療
  - ・ 災害医療
  - ・ 在宅医療・介護
- その他の保健医療対策の充実
  - ・ 感染症対策

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年11月	第2回医療審議会医療計画部会（計画素案）
12月	常任委員会へ報告（計画素案）
	第3回医療審議会医療計画部会（計画案）
	パブリックコメントの実施
令和4年1月	医療審議会答申
3月	常任委員会で審議（計画案）
4月～	中間見直し後の計画の適用